

## 「大阪府温暖化の防止等に関する条例」及び「同条例施行規則」の一部改正案に対する府民意見と大阪府の考え方

【募集期間】平成26年12月26日（金）から平成27年1月26日（月）まで

【募集経過】「大阪府温暖化の防止等に関する条例」及び「同条例施行規則」の一部改正案に対する意見等を募集した結果、4名（団体含む）の方から10件のご意見等をいただきました。いただいたご意見等の概要と、ご意見等に対する大阪府の考え方は次のとおりです。

No.	ご意見等の概要	大阪府の考え方
1	<p>改正案にある計画書・報告書の評価制度については、事業者、自治体双方の事務負担が増加することが確実であるにもかかわらず、導入の必要性が十分に記載されていないが、事業者に対しこの点を明確に説明すべきである。</p> <p>評価制度の導入ありきではなく、まずは、先行して制度導入している自治体におけるCO<sub>2</sub>削減効果や事業者、自治体の事務負担について十分に調査を行った上で、真に実効性のある温暖化対策であることを確認し、事業者が納得できるように説明した上で導入すべきであり、現時点での導入には反対である。</p>	<p>地球温暖化対策については、世界全体でより大幅な温室効果ガス排出削減のための対策が求められており、国の第四次環境基本計画では「長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」とされています。</p> <p>大阪府においても、府域からの排出量を削減する必要があると、国の施策等との整合を図りながら、地域特性に応じて、継続的、計画的に施策を推進する必要があります。</p> <p>大阪府温暖化防止条例に基づく届出制度については、2期(1期3年)の計画期間が終了しているところですが、削減目標が未達成の事業者が約4割程度あることや府が実施した調査では基本的な運用改善対策や設備導入対策についても取組の余地があることが認められたことから、取組促進策について検討を行ってきたところです。</p> <p>その結果、他自治体で先行して導入している評価制度について、省エネ対策の実施率の上昇や温室効果ガスの排出量の削減効果が確認できたことから、制度を導入すべきと判断しました。</p> <p>なお、詳細な制度設計にあたっては、他自治体での運用状況や事業者のご意見等を参考にしながら、効率的な事務運営や事業者の事務負担の軽減が図られるように配慮します。</p>
2	<p>今回の改正では、手続き上の新たな事業者負担は無いと認識しているが、引き続き事業者負担の軽減の配慮をお願いしたい。</p>	<p>（この項目は上記の意見と重複する内容であり、追加の記載はありません。）</p>

No.	ご意見等の概要	大阪府の考え方
3	<p>改正案には「温暖化対策指針に効果的な温室効果ガス対策(重点対策等)を示し、その実施率と削減状況について事業者の取組を総合的に評価する制度を新たに導入する」と記載があり、評価制度の具体的な中身については温暖化対策指針を改正し、そのなかで決めていくことを想定しているようであるが、指針作成の際には、事前に十分に事業者の意見を聴き、指針に反映すべきである。</p>	<p>評価制度の具体的な内容については、有識者や関係する事業者のご意見等を参考にしながら、温暖化対策指針の改定を進めます。</p>
4	<p>重点対策等は、事業の種類、形態によって様々であると予測される。有識者や関係する事業者の意見を幅広く取り入れて頂き、柔軟な対応をお願いしたい。</p>	
5	<p>多数の事業者を一律の評価基準により評価する際には、事業者間の公平な評価が必要不可欠であり、先行自治体でも、事業者間の公平性が課題であることが明らかになっているところである。</p> <p>従って、この点に十分配慮すべきであるとともに、大阪府環境審議会答申「今後の温暖化対策について(H26.11)」記載されている下線部を確実に実施すべきである。</p> <p>&lt;答申 p42 から抜粋&gt;</p> <p>評価にあたっては、対策の実施率を評価の中心に据え、排出量削減率とあわせて段階的に評価するとともに、<u>評価基準の作成にあたっては業種ごとの対象設備等の差異を考慮して作成することが望ましい。評価の公平性を確保するために、評価項目ごとに可能な限り最低限達成すべき基準を明確化するとともに、評価項目とその基準については一定の期間で定期的に見直しを行うことが適当である。</u></p> <p>■評価基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用改善対策、設備導入対策及びその他の温暖化対策の実施率と排出量削減率で評価</li> <li>・対策の実施率は主な事業所で評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>※産業・業務ごとに削減率の評価基準を検討</li> <li>※過去の排出削減量も考慮</li> </ul> </li> </ul>	

No.	ご意見等の概要	大阪府の考え方
6	<p>設備投資は経済の動向に大きく影響される。よって、経済が下向いた時の評価を検討する必要があると思われる。</p>	
7	<p>仮に改正案のとおり評価制度が導入された場合、事業者側には重点対策実施率を算出するための書類の作成が新たな事務負担として追加されることになる。大阪府環境審議会答申「今後の温暖化対策について(H26.11)」の記載によれば、評価項目の多くは省エネ法届出書(指定第8表)の項目と同様である。</p> <p>一方で、平成26年3月13日付けで内閣府の「規制改革ホットライン」に規制改革要望が寄せられたことを受け、平成26年6月に、経済産業省・環境省が連名で、計画書制度を持つ自治体に対し事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について(依頼)」を発出しており、この中で、「事業者負担の軽減に配慮すること」「既存の法体系との整合性を確保すること」に留意するよう依頼している。</p> <p>このことを踏まえれば、評価制度における重点対策の実施率評価に対しては、新たな帳票を作成するのではなく、省エネ法届出書(指定第8表)の写しを活用すべきである。</p>	
8	<p>改正案では、府が事業者を評価し、その結果を公表、事業者へ通知する、のみであり、事業者が積極的に取り組めるインセンティブが不足している。例えば、優良な事業者に対しては、次期の計画期間の条例届出の免除もしくは簡素化ができるなど、より具体的なメリットを提示すべきである。</p> <p>そうでなければ、一律に全ての特定事業者を評価制度の対象とするのではなく、評価を希望する事業者が任意に参加できる制度とすべきである。</p>	

No.	ご意見等の概要	大阪府の考え方
9	<p>削減対策の効果の評価は、実績の差分を評価するのではなく、ベースライン(対策なしケース)と比較するなど特別な配慮が必要である。特に系統電力の使用に係わる対策は、対策によって発電量が変化する電源を推定して評価することが必要である(例えば、省電力すれば火力発電所の発電量が減少するなど)。評価にあたってはこれらの配慮をお願いしたい。</p>	
10	<p>二酸化炭素と温暖化との関係は仮説に過ぎないにもかかわらず、それが正しいことを前提にさらに内容を強化する動きに疑問を感じる。もしこの仮説が正しいならば、去年は夏の気温が低く、冬は12月上旬から寒かったことをどう説明するのか。</p> <p>大阪の夏が暑いのは、自然が破壊されコンクリートとアスファルトに囲まれた空間ばかりが広がっていくことに原因がある。できるだけ地面を残し、できるだけ樹木を保存する施策のほうが遥かに必要だと思う。</p> <p>本来は都心の地面を掘り起こし、コンクリートとアスファルトの地表面積を増やすマンションの建設をこそ抑制すべきである。</p> <p>これから人口が減ることが確実なのに、マンション建設になんらの規制も行わず都心部にばかり人を集めては、大阪府の面積の大半の人口が減少しますます疲弊していくことになる。都心と田舎とのバランスを考え、人々が共生できる施策を求めたい。</p>	<p>大阪における夏の暑さについては、地球温暖化による影響だけでなく、都市化によるヒートアイランド現象の影響もあることから、今年度末に策定を予定しているおおさかヒートアイランド対策推進計画に基づき、建物・地表面の高温化抑制等の取組についても進めていきます。</p>